

令和8年度
福岡市一時預かり事業（一般型）事業者募集要項

令和8年7月
福岡市こども未来局子育て支援部事業調整課

1. 事業の目的

保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要なときに、その養育する児童を一時的に預かることで、子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を図ることを目的としています。

2. 公募の概要

福岡市一時預かり事業（一般型）を実施予定で、補助金の交付を希望する事業者を募集します。

(1) 事業開始時期

原則令和8年度中

※事業開始時期は、選定状況等により協議の上決定します。

(2) 募集期間

令和8年7月1日（水）～令和8年8月3日（月）午後5時まで

(3) 募集予定数

5か所程度

(4) 公募対象エリア

福岡市内において、駅周辺等利便性の高い地域で一定の利用児童が見込まれる場所。

※選定にあたっては、既存の一時預かり事業実施場所とのバランスを考慮します。

3. 公募の条件

(1) 事業者について

事業者は次の要件のすべてに該当する法人、任意団体又は個人とします。

- ① 令和8年7月1日時点において、就学前児童の預かり事業の実績があること。
- ② 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ③ 役員等（事業者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、事業者が個人である場合はその者をいう。）が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 実施施設について

① 現在開設している認可外保育施設等で開設する場合

（認可外保育施設の場合）

ア 当該施設が指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、申請時点における直近の認可外保育施設立入調査を受けて、福岡市から改善指導を受けていないこと。又は、福岡市から改善指導を受けている場合は、その指導項目について改善措置がなされていること。

（認可保育所等の場合）

イ 当該施設が、申請時点における直近の指導監査で、改善状況の文書報告を求められている事項がないか、指導事項の改善状況を文書で福岡市に報告し、確認を受けていること。

（現在開設している認可外保育施設等が開設後間もない場合）

ウ 福岡市内で運営する全ての保育施設において、上記ア及びイと同様の実績を有していること。

② 新たに開設する認可外保育施設で開設する場合

上記ウと同様の実績を有すること。

③ 現在開設している幼稚園で開設する場合

当該施設が幼稚園の設置認可を受けていること。

(3) 事業の実施について

「福岡市一時預かり事業実施要綱」に基づき事業を実施するものとします。

※今後、国の動向を踏まえて上記要綱が改正される場合があります。

① 対象児童	福岡市内に居住する生後6か月から小学校就学前の乳幼児 ※病児・病気回復期の乳幼児は対象外。
② 開所日数	年間140日以上 ※曜日指定はなし。
③ 実施時間	連続した4時間以上（主として昼間に実施）
④ 定員	5人以上 ※同時に預かる乳幼児数をいう。 定員設定にあたっては、歳児ごとに定員を設けることも可能ですが、特定の歳児の定員を0人とする定員設定はできません。
⑤ 利用料	以下の金額を上限として利用料を徴収することができる。 ・3歳未満の場合：1時間当たり600円 ・3歳以上の場合：1時間当たり500円 （年齢は当該年度4月1日時点の満年齢） ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の場合は利用料を半額とする。 ※その他おやつ代等の実費相当額を徴収することができる。
⑥ 利用限度	月14回以内（複数施設を利用する場合も合計14回以内）
⑦ 保育従事者	保育従事者は、次に定めるものとする。 ア 保育士（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。） イ 都道府県又は市町村及び指定事業者が実施する子育て支援員研修のうち一時預かり事業又は地域型保育の専門研修を修了した者
⑧ 職員の配置	児童福祉法施行規則第36条の35第1号のロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（保育従事者）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。 当該保育従事者の数は原則2名を下回ることはできない。 ※福岡市一時預かり事業実施要綱第12条（配置基準）に定めるとおり。
⑨ 施設基準	・事業を実施するための専用スペースを確保すること。 ・保育室の面積は以下の必要面積を確保すること。 ア 満2歳に満たない児童一人につき、3.3㎡以上 （乳児室、ほふく室いずれの場合も） イ 満2歳以上の児童一人につき、1.98㎡以上 ※年齢は、当該年度4月1日時点の満年齢とする。 ・児童福祉法施行規則第36条の35第1号のイ及びホに定める基準及び福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第44条第1項第2号を遵守すること。
⑩ 保育内容	児童福祉法施行規則第36条の35第1号の二に定める基準を遵守すること。

① その他	建築基準法及び消防法等の関係法令を遵守すること。 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に係る国の認定を取得し、所要の措置を講ずること。
-------	---

4. 補助金の交付

(1) 運営費

「福岡市一時預かり事業補助金交付要綱」にもとづき、次の額を補助します。

補助金額は、以下の①、②及び「減免相当額」の合計です。

- ① 「補助基準額」と「補助対象経費の実支出額から利用料収入等及び減免額を控除した額」を比較して少ない方の額

※補助基準額とは「基本分」、「障がい児受入加算分」、「多胎児受入加算分」、「0～2歳児受入加算」及び「休日実施加算」の加算額の合計です。

- ② 「事務経費の補助基準額」と、「補助対象となる事務経費の実支出額から事務経費にかかるその他の収入を控除した額」を比較して少ない方の額

※なお、基本助成額の補助対象経費に計上した経費を、事務経費加算の補助対象経費に重複して計上することはできません。

①	「補助基準額」と「補助対象経費（※1）の実支出額から利用料収入等及び減免相当額を控除した額」を比較して少ない方の額
---	---

+

（※1）一時預かり事業の実施に要する経費が対象となります。

- ・ 人件費（保育従事者の給与等）
- ・ 管理費（賃借料、光熱水費等）
- ・ その他必要な経費

②	「事務経費の補助基準額」と「補助対象となる事務経費（※2）の実支出額から事務経費にかかるその他の収入を控除した額」を比較して少ない方の額 （なお、福岡市一時預かり事業補助金交付要綱第10条に定めるとおり、同施設において、こども誰でも通園制度などの事業を一体的に実施しているなどの場合は、事務経費加算の対象になりません。）
---	---

+

（※2）一時預かり事業のうち、事務経費への対応として要する経費が対象となります。

- ・ 人件費（事務員の給与等）
- ・ 管理費（賃借料、光熱水費等）
- ・ その他必要な経費

減免相当額	生活保護世帯及び前年度分の市町村民税非課税世帯に対して利用料を減免（1/2）した額
-------	---

【対象外の経費】

○共通（①、②）

- ・ 駐車場経費
- ・ 租税公課（源泉徴収税、市町村民税等）
- ・ 減価償却費

○事務経費加算のみ（②）

- ・ 備品購入費
- ・ 保育従事者の人件費

(参考) 補助金額の試算例

【設定】 保育従事者が全員保育士 ……………(ア)
年間延べ利用児童数 1,800人…………(イ)
(内訳)
0歳 600人、1～2歳 800人、3歳～400人
(年間 280日連続した8時間開所、定員 10名)

〈基本助成額〉

・補助対象経費の実支出額 7,600,000円…………(ウ)
・利用料収入等 1,040,000円…………(エ)
・減免相当額 100,000円…………(オ)
・障がい児受入数 10人・多胎児受入数 0人 42,000円…………(カ)
・年間 62日休日に開所 ……………(キ)

〈事務経費加算額〉

・事務経費の実支出額 3,000,000円…………(ク)
・事務経費にかかるその他の収入 0円…………(ケ)

基本助成額等 6,460,000円 (AとBを比較して少ない方) ……………①

A 補助基準額 6,904,000円
うち基本分 5,402,000円 (ア)と(イ)により別表1適用
うち障がい児受入加算分 42,000円 (カ)により別表4-1適用
うち多胎児受入加算分 0円 (カ)により別表4-1適用
うち0～2歳児受入加算 460,000円 (イ)により別表5適用
うち休日実施加算分 1,000,000円 (キ)により別表6適用
B 補助対象経費から利用料収入等及び減免額を控除した額 6,460,000円
※Bの算定=(ウ) 7,600,000円 - ((エ) 1,040,000円 + (オ) 100,000円)

事務経費加算 3,000,000円 (CとDを比較して少ない方) ……………②

C 補助基準額 3,044,000円 別表3適用
D 補助基準額と比較する額 3,000,000円
※Dの算定=(ク) 3,000,000円 - (ケ) 0円 = 3,000,000円

●補助金額

① + ② + (オ)
= 6,460,000円 + 3,000,000円 + 100,000円 = 9,560,000円

※ 補助基準額（下表は R8.7 月時点※国の交付要綱改定に応じて基準額に変動があります）
 補助基準額は年間延べ利用児童数に応じて決定します。（別表 1、2）

別表 1 一般型運営費補助基本分（保育従事者が全て保育士の場合）

年間延べ利用児童数	基準額
50 人未満	1,539,000 円
50 人以上 100 人未満	2,063,000 円
100 人以上 200 人未満	2,555,000 円
200 人以上 300 人未満	3,079,000 円
300 人以上 900 人未満	3,492,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,740,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	5,402,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	7,064,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	8,726,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	10,388,000 円
3,900 人以上 4,500 人未満	12,050,000 円
4,500 人以上 5,100 人未満	13,712,000 円
5,100 人以上 5,700 人未満	15,374,000 円

※5,700 人以上は別途協議

別表 2 一般型事業運営費補助基本分（別表 1 以外の場合）

年間延べ利用児童数	基準額
50 人未満	1,539,000 円
50 人以上 100 人未満	2,063,000 円
100 人以上 200 人未満	2,555,000 円
200 人以上 300 人未満	3,079,000 円
300 人以上 900 人未満	3,366,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,605,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	5,207,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	6,809,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	8,411,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	10,013,000 円
3,900 人以上 4,500 人未満	11,615,000 円
4,500 人以上 5,100 人未満	13,217,000 円
5,100 人以上 5,700 人未満	14,819,000 円

※5,700 人以上は別途協議

別表3 一般型事業の事務経費加算（1施設あたり年額）

区分	金額
年間280日以上開所し、定員を10名以上と定める施設	3,044,000円
上記以外の施設	1,522,000円

※事務経費への対応に係る経費を対象とする。

別表4-1 一般型事業の障がい児・多胎児受入加算

単位	金額
児童1人あたり（日額）	4,200円

別表5 一般型事業の0～2歳児受入加算（児童一人につき1時間あたり）

区分	金額
0歳児	500円
1歳児	200円
2歳児	200円

※4月1日時点の満年齢

※1時間未満は算定に含めない

別表6 一般型事業の休日実施加算（1施設あたり年額）

区分	金額
下記の3つの要件をすべて満たす場合 ・年間60日以上休日に開所（ひと月あたり平均5日以上） ・定員10名以上 ・連続した8時間以上開所	1,000,000円
・年間48日以上休日に開所（ひと月あたり平均4日以上）し、かつ上記区分以外による場合	400,000円

※事業の実施期間が1年に満たない場合は、別表6の各区分のひと月あたりの平均日数を満たしていることを開所日数にかかる条件と読み替え、対象区分の金額を月12で除して得た数に事業実施月数を乗じて得た金額とする。

※ 補助期間

補助期間は1年とし、5年を超えない範囲で補助を継続することができます。ただし、当該事業の補助は、福岡市の予算の範囲内において実施し、予算の減額又は削除があった場合は、この限りではありません。

(2) 開設準備経費（1か所につき1回限り）

令和8年度中に一時預かり事業実施施設を開設する場合、
「福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱」にもとづき、次の額を補助します。
補助金額は、以下の①、②の合計です。

①改修費等

「補助基準額」と「補助対象経費の実支出額から経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額」
を比較して少ない方の額

②礼金及び賃借料

「補助基準額」と「補助対象経費の実支出額から経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額」
を比較して少ない方の額

①	「補助基準額」と「補助対象経費（※3）の実支出額から経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額」を比較して少ない方の額
---	---

（※3）一時預かり事業の開設に要する経費が対象となります。

- ・ 建物の改修に必要な工事請負費
- ・ 初度備品購入費（配送費及び設置費を含む）

+

【対象外の経費】

- ・ 建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事

（注）

- ・ 令和8年度中に一時預かり事業実施施設の新規開設準備を完了すること。
- ・ 交付決定前に契約、着工しているものについては対象としない。

②	「補助基準額」と「補助対象経費（※4）の実支出額から経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額」を比較して少ない方の額
---	---

（※4）新たに契約した賃貸物件を活用して、一時預かり事業実施施設の新規開設を行う場合が対象となります。

- ・ 必要な礼金及び開設前月分の賃借料

【対象外の経費】

- ・ 賃貸借契約解除時に返金されるもの

※ 補助基準額 （下表はR8.7月時点※国の交付要綱改定に応じて基準額に変動があります）

別表1 補助基準額

補助対象経費区分	補助基準額
改修費等	4,000,000円
礼金及び賃借料	600,000円

5. 事業者の選定

(1) スケジュール

時期	手続き等
令和8年7月1日(水)	募集開始 (福岡市ホームページに掲載及び事務局にて配布)
令和8年7月14日(火) 正午まで	説明会参加申込書提出の締切
令和8年7月17日(金) 午前11時から	説明会※参加は申請の必須条件ではありません
令和8年7月24日(金) 午後5時まで	質問書提出の締切
令和8年7月31日(金) まで	質問書の回答(福岡市ホームページに掲載)
令和8年8月3日(月) 午後5時まで	補助事業者選定参加申込書提出の締切
令和8年8月3日(月) から 令和8年8月14日(金) 午後5時まで	応募書類の受付
令和8年9月～10月	審査(本市職員による書類審査及び現地確認)
令和8年10月～11月(予定)	選考協議会(事業者ヒアリング等)
令和8年11月(予定)	事業者決定・選定結果通知
令和8年度中(実施中の場合は令和9年4月)	事業開始

※状況によりスケジュールは変更となる場合があります。

(2) 説明会

事業説明会を次のとおり実施します。なお、参加には事前申し込みが必要です。

開催日時：令和8年7月17日(金) 午前11時から (1時間程度を予定)

開催場所：アクロス福岡 会議室608

住所：福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡

参加申込：令和8年7月14日(火) 正午までに「説明会参加申込書(様式8)」を事務局へ
電子メールで提出してください。

※申込多数の場合は別の日時をご案内する場合があります。

※参加者は、1団体2名までとします。

※説明会への参加は、申請の必須条件ではありません。

※当日は内容に関する質疑応答の時間は設けないため、質問がある場合は、「(3) 質疑」
により受け付けます。

(3) 質疑

申請にあたり疑義が生じた場合は、令和8年7月24日(金) 午後5時までに「質問書(様式9)」
により事務局へ電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、令和8年7月31日(金) までに随時福岡市ホームページへ掲載します。

掲載内容に更新がある場合は、17時にホームページの更新を行います。

なお、電話や来庁など口頭による質問は受け付けません。

(4) 参加申込

事業者選定に応募する場合は、次のとおり申請を行うこと。

① 事業者選定参加申込

受付期間：令和8年8月3日(月) 午後5時まで

提出書類：福岡市一時預かり事業(一般型) 補助事業者選定参加申込書(様式10)

提出方法：事務局へメールの上、電話で提出した旨をご連絡ください。

② 応募書類受付

受付期間：令和8年8月3日（月）から令和8年8月14日（金）午後5時まで

提出書類：下記(5)で指定する提出書類

提出方法：事前予約の上、事務局へ持参

※書類確認を行います（1時間程度）ので、必ず事前に日時を予約のうえ、お越しく下さい。

(5) 提出書類

申請書類については、「提出書類等一覧（様式1）」を鑑とし、「提出書類等」の番号ごとに両面印刷のうえ、正本1部、副本10部の計11部を提出してください。

提出書類等		様式
1	福岡市一時預かり事業（一般型）補助事業者選定申請書	【様式2】
2	事業計画書	【様式3】
3	定款及び履歴事項全部証明書（個人の場合は不要）	
4	役員名簿	【様式4】
5	設置者（もしくは設置主体の代表者）の履歴書	【様式5】
6	施設長（予定を含む）の履歴書	【様式6】
7	位置図・周辺地図	
8	施設平面図（面積や最低基準を確認できるような内容であること。一時預かり事業実施スペースがわかるようにすること（点線で囲む等））	
9	施設（施設内、外観等）の写真（施設内のどの場所をどの方向から撮影したのかわかるよう、写真番号及び矢印等を書き入れた施設平面図を添付すること）	【様式7】
10	新耐震基準を満たしていない建物（昭和56年以前に完成した建物）の場合：耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類	
11	【土地・建物が賃貸の場合】 賃貸借契約書の写し（新規開設予定の場合は、契約予定を確認できる書類の写し） 【土地・建物が自己所有の場合】 土地・建物の登記事項証明書	
12	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び総括表の写し（直近のもの、施設によっては不要の場合あり）	
13	防火管理者選任届の写し（定員30人未満の施設は不要）	
14	設置者の財務状況が分かる書類（直近3年分） 【個人の場合】 給与所得者は「源泉徴収票」、確定申告対象者は「確定申告書」の写し 【法人、任意団体の場合】 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）の写し	
15	市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（3か月以内のもの）	
16	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し	
17	認可外保育施設立入調査結果通知及び改善を要する事項がある場合は改善状況報告書の写し（直近のもの）	
18	認可外保育施設運営状況報告書の写し（直近のもの）	
19	直近の指導監査結果通知の写し （認可保育所等の運営実績により申請する場合のみ必要）	
20	保育に関する動画（詳細は別紙参照）	DVD-R
21	保護者向け広報資料（パンフレット等）	
22	防犯・防災マニュアル	

(6) 申請に際しての留意事項

- ① 申請に際し必要な費用は申請者の費用とします。
- ② 福岡市が認めた場合を除き、提出期限後の申請書類の変更及び差し替えは原則として認めません。
- ③ 必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。
- ④ 申請内容については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公開することがあります。
原則として全て公開の対象となりますが、申請者の正当な利益を害するものについては、非公開とすることがあります。
- ⑤ 福岡市は必要な場合に申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 提出いただいた申請書類等は返却しません。
- ⑦ 下記に該当する場合は、審査を行うことなく失格とします。また、選定後に下記に該当した場合または該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すことがあります。
 - ・市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと福岡市が認める場合
 - ・申請書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
 - ・提出期間内に必要な書類が提出されなかった場合
 - ・その他、福岡市が不適切と認めた場合※福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者及び同条例に反する行為を行う者であることが判明した場合は、評価を行うことなく失格とします。なお、申請者については、団体役員全てについて、福岡県警本部組織犯罪対策課へ暴力団員の有無に関する照会を行います。
- ⑧ 申請書類提出後に辞退する場合は、「参加申込辞退届（様式11）」を事務局宛に郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は、特定記録や簡易書留等、配達記録が残る形で送付してください。

(7) 事業者の選定

事業者の選定にあたっては、学識経験者等による選考協議会において、適正な補助対象事業者の選定を行います。選考の結果、適切な事業者がない場合は該当なしとする場合もあります。

① 選定基準

- ア 一時預かり事業運営に対する明確な理念があること
- イ 事業運営を的確に遂行するために必要な能力が十分であること
- ウ 市民の正当かつ公平な利用の確保が可能であること
- エ 子どもの権利等に配慮した事業運営が可能であること

② 実地調査

選考協議会実施前に福岡市職員が実施予定施設の実地調査を行います。
実地調査の日時は、申請締切後、別途連絡します。

③ 選考協議会

ア 実施日時

令和8年10月（予定）

※日時決定後、申請者へ別途連絡します。

イ 実施方法等

提出された書類をもとに、協議会委員が15分程度のヒアリングを行います。説明者は、1事業者2名までとしますが、責任者となる方は必ず出席をお願いします。

ウ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果）は、申請者全員に文書により通知し、福岡市ホームページ

でも公表します。

6. 関係資料等

- (1) 関係様式
- (2) 福岡市一時預かり事業実施要綱
- (3) 福岡市一時預かり事業補助金交付要綱
- (4) 福岡市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱
- (5) 福岡市一時預かり事業（一般型）関係法令

【お問い合わせ・提出先（事務局）】

福岡市こども未来局 子育て支援部事業調整課 地域支援事業係
一時預かり（一般型）公募 担当

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1（福岡市役所 13 階）

電話：092-711-4340 ファクス：092-733-5718

メール：jigyochosei.CB@city.fukuoka.lg.jp

保育動画の提出について

1. 目的

保育理念・保育内容の具体的展開方法を、専門家の視点で確認し、選定に資するため、以下の資料を作成の上、事務局まで提出してください。

2. 保育動画について

(1) 対象施設

- ① 現在開設している認可外保育施設等で申請する場合は、公募申請を予定している施設を対象としてください。
- ② 新たに開設する認可外保育施設等で申請する場合は、既に運営している認可外保育施設等のうち、定員規模等が当該事業計画と近い施設を対象としてください。

(2) 動画の内容

① 保育の内容がわかる動画：編集なしの10分間程度

児童が活動している姿及び保育者がその活動に関わっている様子がわかる動画を撮影してください。外部講師ではなく、平素保育にあたる保育者が保育している内容にしてください。現に未就学児の一時的な預かりを実施している施設は、一時預かりの対象児童と保育者の関わりが分かるように動画を撮影してください。

② 施設の概要がわかる動画：3分間程度

撮影者が施設内を移動しながら、施設外観、出入口、一時預かり実施スペース、便所、園児の手洗いの場所、調乳の場所、給食・おやつ場所、避難用の施設又は設備（階段・バルコニー等）等を撮影してください。

撮影者が口頭で「施設外観です」と説明したり、テロップを挿入したりするなどして、撮影している内容がわかるようにしてください。

なお、新たに開設する認可外保育施設で申請する場合は提出不要です。

(3) 動画のファイル形式

Windows Media 形式（.asf、.wma、.wmv、.wm）で提出してください。

3. 提出方法

DVD-R 1枚に保存し、提出してください。

※今回提出いただく動画につきましては、個人情報保護法等に則り、厳重に取り扱います。